中「第百三十八条」の下に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第百三十八条」の下に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第百三十七条第三項」の下に「、第百六十三条の二十七第三項、第百六十三条の三十第三項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第百三十一条第四項」の下に「、第百六十三条の二十二、第百六十三条の二十四第四項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第百二十六条第三項」の下に「、第百六十三条の十九第三項」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　マンション除却組合がマンション除却事業以外の事業を営んだとき。

第二百三十条中「及び」を「、第百六十三条の二十二及び」に改める。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

第二百三十一条の二　第四条の二第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の過料に処する。

第二百三十二条中「第百十九条第二項」を「第百十二条第二項、第百六十三条の五第二項」に、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　管理計画の認定等（第五条の三―第五条の十二）」を「第二章の二　マンション管理適正化支援法人（第五条の三―第五条の十二）　第三章　管理計画の認定等（第五条の十三―第五条の二十二）」に改める。

第五条の二第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「運営」の下に「又はマンションの修繕の実施」を加え、同条に次の六項を加える。

3　都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた管理組合の管理者等に対し、マンションの管理について特別の知識経験を有する者のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

6　都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

7　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8　第六項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五条の十二第一項中「第五条の四」を「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、第三章中同条を第五条の二十二とする。

第五条の十一第二項中「第五条の十一第一項」を「第五条の二十一第一項」に改め、同条を第五条の二十一とする。

第五条の十第一項中「第五条の四の認定（第五条の七第一項」を「第五条の十四の認定（第五条の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同条第二項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条を第五条の二十とし、第五条の九を第五条の十九とする。

第五条の八中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の十」を「第五条の二十」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の七第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条第二項中「第五条の四及び第五条の五」を「第五条の十四及び第五条の十五」に改め、同条を第五条の十七とする。

第五条の六第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条を第五条の十六とし、第五条の五を第五条の十五とし、第五条の四を第五条の十四とし、第五条の三を第五条の十三とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　マンション管理適正化支援法人

（マンション管理適正化支援法人の登録）

第五条の三　都道府県知事等は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める法人であって、次条各号に掲げる業務（以下「管理支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）として登録することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として国土交通省令で定める措置が講じられていること。

三　前二号に定めるもののほか、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2　都道府県知事等は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による登録をしてはならない。

一　第五条の八第三項の規定により前項の規定による登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二　その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から二年を経過しない者があること。

3　第一項の規定による登録は、支援法人登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　支援法人の名称、住所及び代表者の氏名

三　支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地

4　支援法人は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

（支援法人の業務）

第五条の四　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　管理組合又はマンションの区分所有者等に対し、マンションの管理に関する情報の提供、相談若しくは提案又はマンションの管理に関する知識を有する者の派遣その他のマンションの管理の適正化の推進を図るために必要な援助を行うこと。

二　都道府県等がするマンション管理適正化推進計画の作成又は変更に関し、管理組合又はマンションの区分所有者等のマンションの管理に関する意向その他の事情の把握、マンション管理適正化推進計画の周知その他の協力を行うこと。